

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 33 条から 34 条の逐条解説

分担研究者 淀川 亮 弁護士法人英知法律事務所・弁護士

研究要旨

本研究事業は、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊することを目的としており、本研究分担は、附則を除き、123 条ある安衛法のうち第 33 条から 34 条について、その課題を果たすことを目的としている。

安衛法は、労働災害発生防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務付けるかが、かなりの程度明らかにされた。第 33 条と第 34 条は、工場法、労働基準法等に直接的な定めがなく、「場所」や「物」の管理権原に着目した規制として、現行法の制定にて新たに導入された規定である。

このように、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からもうかがわれる）。

従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 33 条から 34 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリスト

で班員その他の専門家に照会した。

C. 研究結果

現行の日本の労働安全衛生法制度は、基軸となる法典の制定から約 50 年を経て、危害防止基準の充実、安全衛生管理体制の整備など、多くの長所を持っている¹。

安衛法では、使用従属関係に着目して、事業者を中心的な義務主体としているが、注文者、機械等貸与者、建築物貸与者等には、それぞれ講ずべき措置（安衛法第 31～35 条）を義務づけ、部分的だが、保護対象者と直接契約関係にない者による危害防止措置の必要性も示している²。これらは先行研究で示唆された「規制対象の多様性・多層性に象徴される合目的性」、「危害防止基準の充実化」³といった日本の安衛法の特徴を表している。

その中でも、本研究では機械等貸与者等の講ずべき措置を定めた安衛法第 33 条及び建築物貸与者の講ずべき措置を定めた同法第 34 条を整理する。対象条文もまた、リスク創出者管理責任負担原則（リスクの管理責任は、製造者、設計者、発注者等のリスク創出者が負担すべきとする原則⁴）の志向を裏付ける内容になっている。

1 第 33 条

1. 1 条文

（機械等貸与者等の講ずべき措置等）
第三十三条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者¹に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労

働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

1. 2 趣旨と内容

1. 2. 1 趣旨

移動式クレーンや車両系建設機械等貸与された機械等から生ずる労働災害を防止する責任は、当然その機械を借りて作業を進める側にあるわけであるが、所有権がリース業者にあるため、その管理の権利をもたない機械等について、補修、改造等による労働災害を防止するための措置を十分には講じ難い立場にある。

また、機械等貸与者が運転手付きで機械等を貸与する場合、その運転手について、貸与を受けた者が所定の労働災害の防止のための措置を講ずることが必要となり、さらには、その運転手が所定の事項を守ることとも必要となる。

そこで機械等貸与者、機械等の貸与を受けた者並びに機械等を操作する者が労働災害防止のために必要な措置を講ずべきことを定めたものである⁵。

1. 2. 2 内容

(1) 概要

稼働日数の少ない大型機械等を購入する

ことは、経済的に採算が合わないなどの事情のもとに、建設機械をはじめとする種々の機械設備の賃貸業が広く存在している。

建設機械について、これらのリース業者が貸し出す態様には、大きく分けて、機械等のみを貸す場合と、オペレーター付きで貸す場合とがある。

機械等を借りた場合、当該機械等から生ずる労働災害を防止する責任は、当然、第一次的にはその機械等を借りて作業を進める側にあるが、貸与を受けた者は、当該機械等について完全な管理権原を持たないところから、補修、改造等労働災害を防止するための措置を充分には講じ難い立場にあるのが一般である。

そのような現状に着目して、労働安全衛生法では、つり上げ荷重が〇. 五トン以上の移動式クレーンや一定の車両系建設機械など政令で定める機械等を業として他人に貸与する者に対して、あらかじめ当該機械等を十分点検・整備するなど、当該機械等による労働災害を防止するため必要な、一定の措置を講ずべきことを義務づけている（法第 33 条第 1 項、第 36 条、令第 10 条、安衛則第 666 条）。

また、機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者が自らの使用する労働者でないときは、機械等を操作する者が必要な資格を有することを確認すること、機械等を操作する者に対して、作業の内容、指揮の系統、連絡、合図等の方法など当該機械等の操作による労働災害を防止するために必要な事項を通知することなどの措置を講じなければならないこととされている（法第 33 条第 2 項、第 36 条、安衛則第 667 条）。

なお、機械等を操作する者についても、通知を受けた事項を守るべき義務が課されている（法第 33 条第 3 項、第 36 条、安衛則第 668 条）⁶。

(2) 対象となる機械⁷

本条の規制の対象となる機械等は、次のとおりである（令第 10 条）。

①つり上げ荷重が〇．五トン以上の移動式クレーン

②次の建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所を自走できるもの

イ 整地・運搬・積込用機械

ロ 掘削用機械

ハ 基礎工事用機械

ニ 締固め用機械

ホ コンクリート打設用機械

ヘ 解体用機械

③不整地運搬車

④作業床の高さが二メートル以上の高所作業車

(3) 機械等貸与者の措置⁸

「機械等貸与者」とは、前記の機械等を、相当の対価を得て業として他の事業者に貸与する者（いわゆるリース業者）である（則第 665 条）。機械等貸与者がその機械等を他の事業者に貸与するときに講ずべき措置は、次のとおりである（則第 666 条第 1 項）。

①機械等をあらかじめ点検し、異常を認めたとときは、補修その他必要な整備を行うこと

②機械等の貸与を受ける事業者に対し、次の事項を記載した書面を交付すること

イ その機械等の能力

ロ その機械等の特性その他その使用上

注意すべき事項

(4) 機械等の貸与を受けた者の措置⁹

機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、その機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない（則第 667 条）。

①機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること

②機械等を操作する者に対し、次の事項を通知すること

イ 作業の内容

ロ 指揮の系統

ハ 連絡、合図等の方法

ニ 運行の経路、制限速度その他その機械等の運行に関する事項

ホ その他その機械等の操作による労働災害を防止するため必要な事項

なお、機械等を操作する者は、機械等貸与者から②の通知を受けたときは、その事項を守らなければならない（則第 668 条）。

(5) 罰則

①機械等貸与者が、本条第一項の規定に違反して、必要な措置を講じない場合又は、②機械等の貸与を受けた者が、本条第二項の規定に違反して、必要な措置を講じない場合には、六カ月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 1 号）。

また、機械等を操作する者が、本条第三項の規定に違反して、必要な事項を守らない場合には、五〇万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 1 号）¹⁰。

(6) 解釈例規

昭四八・三・一九 基発第一四五号は、機械等貸与業者から借りた機械を下請に貸与する場合の措置について次のように示している。

すなわち、建設業において、機械等貸与者（甲）から、移動式クレーンの貸与を受けた元方事業者（乙）が、これをさらに下請業者（丙）に貸与して使用させる場合において、①「甲は、乙、丙のいずれに対して、安衛則第六六六条第一項第二号の書面を交付すべきか。」という問いに対して乙であること、②「当該移動式クレーンを操作する者が甲の使用する労働者であるとき、安衛則第六六七条の措置義務は、乙、丙のいずれにあるか。」という問いに対して乙であること、を示している¹¹。

1. 3 関連規定

(1) 法第 34 条：本条の対象となる建築物の種類は、事務所又は工場の用に供される建築物であり、これらの建築物を複数の事業場に貸し付ける場合（例：雑居ビル、工場、アパート）を規定している。ただし、その建築物の全部を一の事業者へ貸与する場合を除く。これらの建築物貸与者の講ずべき措置としては、共有の避難用出入口等、共用の警報設備等、貸与建築物の有効維持、貸与建築物の給水、排水設備、清掃等、便宜の供与、貸与建築物の便所、警報及び標識の統一等（安衛則第 670 条～第 678 条）を行うことが定められている。違反には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（両罰規定）が定められている¹²。

(2) 法第 35 条：荷の発送者（最初に運送ルートにのせる者）は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示（包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを除く。）しなければならないことを規定している。違反には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（両罰規定）が定められている¹³。

(3) 法第 102 条：工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行う事業者から、その工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められた場合には、ガス工作物、電気工作物、熱供給施設、石油パイプラインの工作物を設けている者は、その工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置を教示しなければならないことを規定している。違反に対する罰則はない¹⁴。

1. 4 沿革

1971（昭和 46）年 7 月 13 日に労働基準法研究会の報告書¹⁵が労働省に提出された。

同報告書では、特殊な労働関係の規制について、「建設業、造船業、鉄鋼業などのほか、最近では、化学工業、自動車製造業などでも構内下請に依存する傾向が目立っている。また、このような増加とならんで、最近建設業などでは重建設機械のリース業などが目立って進出してきており、また、ジョイントベンチャーなど新しい型の経営方式が生み出されている。現在、労働基準法では、使用関係を前提として危害防止の措置は原則として使用者が講ずべきものと

されている¹⁶。」と示されている。その上で、同報告書は、リース業等に関する現状および問題点を次のとおり、整理している。「建設業においては、雇用事情の変化に伴う労働力の不足に起因する省力化、工期の短縮ともなう大型機械化などの要請があり、これに重建設機械の開発が応えたのであるが、企業経営合理化の観点からみれば稼働日数の少ない大型機械を購入することは、経済的に採算が合わない。このような事情のもとに建設機械をはじめとする種々の機械設備の賃貸業が発達し、現在は、全国では、多数の業者がある。これら賃貸業者が、機械を貸し出す場合の条件にはいろいろあるが、大別すると機械のみ貸す場合と機械とオペレーターをとともども貸す場合とがある。機械のみ貸す場合は、安全衛生上、構造要件保持義務を負担するのは形式的にはその機械を借りて作業をすすめる側にあるわけであるが、当該機械について補修改造することはもとより、日常の点検さえできる体制にあるか否かは疑問である。

また、機械に操作する人間をつけて貸す場合、その人間に対する安全衛生を確保する責任は誰にあるのか、貸出された機械の構造要件を保持するのは借り受け側か、それとも、それを操作する人間の雇用主である賃貸し業者か、操作する人間と賃貸し業者との関係についても疑問が残る¹⁷」と示されている。

これらの問題点について、衆議院社会労働委員会において、政府委員である労働省労働基準局長は、次のとおり述べている。すなわち、「労働基準法が労働憲章といわれるものであるという点につきましては、われわれも十分に配慮をいたしておるとこ

ろでございまして、今回単独法の形をとりましたけれども、基本法の精神はいささかもそこなわれないようにするという配慮につとめたつもりでございまして。しかるに、基本法の一部改正という形をとらず、なぜ単独法としたかという点につきましては、最近の労働災害の傾向により見ますときに、基準法のように直接の雇用関係のみを前提とする規制のしかたでもって災害を的確に防止することができないいろいろな状況が出てまいっておるといふこと、すなわち機械や材料などにつきましても、製造、流通の段階における規制が必要になってきている、あるいは直接の雇用関係だけではなく、重層下請関係だとか建設のジョイントベンチャー等、特殊な雇用関係下における規制も強めていなければ災害が防止できない状況になっておるといふこと、あるいは特定の有害業務に従事した者につきましては、雇用関係にある間だけの健康管理ではなく、離職後にわたってまで健康管理を確保する必要があるということ等々の事情は、直接の雇用関係を前提とします基準法のワケよりはみ出しておる部面があるわけでございます。こういう点が基準法と別個に単独立法といたしました第一の点でございます¹⁸」等と述べている。

また、参議院社会労働委員会において、政府委員である労働省労働基準局安全衛生部長は、労働安全衛生法第33条について、次のとおり、言及している。すなわち、「基準法は御存知のように直接の雇用関係にある者の間に立って、使用者に対して労働者が災害あるいは職業病にかからないようにという規制を直接の使用者にしておるわけでありまして。最近、先生が御指摘のように、

重層下請関係、あるいはジョイントベンチャー、リースというように、単純な雇用関係でない、いわゆる働く関係というものが出来てまいりました。そういう関係から、基準法から離して、新法では、元方事業者あるいはリース業者、ジョイントベンチャー業者、そういうやはり働かせるものの実質的な指揮権あるいは指示権、そういうところの力を持っているところを押さえようというのが新法のそれぞれの規定、たとえば二十九条、三十条あるいは三十三条のリース規定というようなものがそれぞれでございますけれども¹⁹⁾等と述べている。

1. 5 運用

1. 5. 1 適用の実際

厚生労働省労働基準局監督課が令和2年9月30日に公表した労働基準関係法令違反に係る公表事案（令和元年9月1日～令和2年8月31日公表分 *各都道府県労働局が公表した際の内容を集約したもの）によると、対象条文違反は1件であった。

1. 5. 2 関係判例

(1) 労働安全衛生法第33条2項にいう「機械等の貸与を受けた者」が労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったものとされた例（福岡高判昭和52年8月3日判例時報896号110頁（原審：長崎地判昭和52年1月11日。上告後、最2小判昭和53年9月20日で棄却された）（確定））

<事実の概要>

本件は、宅地造成及び不動産売買業を営む被告会社が重機業者らから運転手付きで、ブルドーザーの提供を受け、カントリーク

ラブ造成工事の整地作業をしていた際、労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったため、被告会社及び同社代表取締役が労働安全衛生法違反の罪に問われたものである。

第一審は、労働安全衛生法33条2項及び労働安全衛生規則667条1号、2号違反の罪が成立するとして、被告会社及び被告人をそれぞれ罰金三万円に処した²⁰⁾。

そこで、弁護人側が控訴した。

<判旨～控訴棄却～>

本判決は、以下のとおり、①被告会社が労働安全衛生法第33条2項にいう「機械等の貸与を受けた者」に該当するか否か、②被告人らが機械操作者の法定資格又は技能を特に確認しなかったことが可罰的違法性を有するか否か及び、③被告人らが労働災害の防止のため必要な連絡、合図等の方法を通知すべきであったか否かという点に判断を加え、結局、控訴を棄却したものである。

①被告会社が、労働安全衛生法第33条2項にいう「機械等の貸与を受けた者」に該当するか否か

〈事実の概要〉に記した本件の事実関係に加え、被告会社が本件当時実施中のカントリークラブ造成工事の整地作業では、「ブルドーザー約十三台が使用され、そのうち半数は三和重機を含む他の重機業者らから運転手付きで提供を受けていたものであるが、被告会社が右提供者らに支払う使用料は、各ブルドーザーに備え付けられたタスクメーター（タコメーターともいう）により測定された稼働時間の割合で一時間いくらかという約束で、そのなかには運転手の労

働賃金を含んでおり、月末締切り、翌月一〇日払で、チャーター料として支払われ、またその作業内容は被告会社が決定した日々の作業計画に基き、被告会社代表者である被告人小原または会社従業員によって個々の指示され、右三和重機ら提供者らにおいて予めその完成すべき工事内容につきなんらの取極めはなされず、また工事見積り、工期決定などなされてはいなかった」として、「被告会社は有限会社三和重機の本件ブルドーザーにつき、法第三三条二項にいう「機械等の貸与を受けた者」に該当すると認めるのが相当」とであると判示した。

②被告人らが機械操作者の法定資格又は技能を特に確認しなかったことが可罰的違法性を有するか否か

「被告人小原の本件ブルドーザー運転手らに対する毎日の作業状況の視察および実際の技能の確認は、前掲証拠によれば、右運転手らの労働安全のためというのではなく、むしろ専らその作業能率に重きをおいてなされていたものであることが認められ、また右運転手らがすべて法定の有資格者であったことは認められるが、このことは量刑上有利な事情とはなっても、その故に確認義務の懈怠につき可罰的違法性がないとすることは、労働災害発生防止の見地から受貸与者にも法定資格の確認を義務づけた規則六六七条一号の法意を無視するものであって、結局は確認義務の否定につながるもの」とであると判示した。

③被告人らが労働災害の防止のため必要な連絡、合図等の方法を通知すべきであったか否か

まず、規則 667 条 2 号について、「規則六六七条二号は、機械等の貸与を受けた者が、当該機械等を操作する運転手らとの関係で直接的な使用関係にないため、労働災害発生防止の見地から抽象的に必要と認められる事項をその運転手らに対し通知すべき旨を規定したものである」であって、その主体が事業者であると否とを問わないものと解されるから、原判決が、被告会社は機械等の受貸与者であると同時に事業者であることを前提とし、事業者につき規定した規則一五七条二項、一五九条により、本件現場において「誘導者の配置が義務づけられて」おり、「誘導者と運転手らとの間の合図の方法等を通知しなかった」と判示した点は相当でないと解される。」と判示した。

そして、〈事実の概要〉に記した本件的事实関係に加え、「本件ブルドーザーの作業現場の状況は昭和四九年九月三日当時において、東西に伸びる谷地形の北側山腹部分を切り崩し、その土砂を南側谷方面に落してこれを埋め立てていたもので、谷側に面した傾斜部分は高さ約二〇メートル、傾斜角度約四〇度ないし九五度の断崖をなし、右傾斜面に近い埋立部分すなわち法際は地盤が軟弱であるため、重量のあるブルドーザーが崖近くに寄りすぎると転落等の危険が十分予想される状況にあったところ、被告会社としては誘導者とか見張人を配置することもなく、運転手が誘導者を希望する場合等の連絡、合図等の方法についても具体的な定めはなく、ただ日々の作業内容の指示のみであって、被告人小原としては、ブルドーザーの運転手である以上、その操作方法に誤りがなければ事故発生はありえないと考え、労働災害防止のため特段の措

置は講じてはいなかったこと、ところが同月三日三和重機の本件ブルドーザーの運転手らの一人である金海竜は南側谷部分においてブルドーザー運転中転落して死亡したため、翌日労働基準監督官橋口利雄において現場を実況見分したところ、右ブルドーザーは南側谷部分の法面に対しほぼ四五度の角度で進入し、法際に寄りすぎた結果、法際約五〇センチメートルの地盤が崩壊し転落したものであることが判明したことが認められる」と述べ、「被告人らは本件現場において労働災害防止の見地からして、受貸与者としては誘導者を配置することを義務づけられていたとはいえないまでも、法際の地盤軟弱の個所などブルドーザーの転落等危険の生ずるおそれある部分については見張人をおくとか、また赤旗をもって表示するとか、なんらかの明示方法を講じて本件運転手らに周知させるなど、労働災害の防止のため必要な「連絡、合図等の方法」を通知することを要したのに、かかる措置を怠った点において被告人らには規則六六七条二号の違反があったものと解するのが相当である」と判示した。

〈判決から汲み取り得る示唆〉

「機械等の貸与を受けた者」（安衛法第33条第2項）の解釈について、形式的な解釈ではなく、労働災害発生防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされていることが窺える。

規則第667条第1号の確認義務については、労働災害発生防止の見地から受貸与者に法定資格の確認を義務付けた同号の法意を重視し、結果的に法定の有資格者であったとしても、確認義務の懈怠については可

罰的違法性があるとの判断を示している。これは、労働災害防止において、危害防止基準の遵守が最も重要であること²¹を踏まえた解釈と考えられる。

規則第667条第2号については、労働災害発生防止という目的に照らして、「連絡、合図等の方法」を具体的に検討していることが窺える。

(2) 町からけい船杭新設工事を行うための地質調査を依頼され、その地質調査用のボーリング櫓のクレーン車による据付作業を原告会社に依頼した被告会社に対する原告の損害賠償請求につき、オペレーター付建設機械のリースを受けた場合に求められる安全管理義務を被告会社は尽くしているとして、原告の請求が認められなかった事例（高松地判平成3年5月23日判例地方自治91号71頁（確定））²²

〈事実の概要〉

事故が起こった香川県香川郡直島宮ノ浦港は、島民交通の重要拠点となっていた。そのため、改良工事の必要に迫られ、過去四度改良工事を、当該港の港湾施設の設置、管理者である被告直島町（以下「Y1」という）が行っていた。今回も、宮ノ浦港の改修（局改）事業としてY1は、けい船杭（マイナス三メートル）の新設工事を行うことになった。そこで同工事に先立ち、新設箇所付近の海底の地質調査等をするため、地質調査等を業務内容とする被告会社（以下「Y2」という）に同調査を依頼した。さらに、Y2は、地質調査用の櫓を、宮ノ浦港一号物揚場（以下「本件物揚場」という）先の海中に、クレーン車で据付ける作業を、

重量物運搬及び据付等を業務内容とする原告会社（以下「X」という）に依頼した。Xの従業員Aは、昭和58年7月2日午前10時頃、X所有のクレーン車（以下「本件クレーン車」という）を運転し、地質調査用の櫓を、本件クレーン車で吊り上げ、海中に降ろし、据付ける作業を行っていたところ、本件クレーン車の土台となっている地盤が突然陥没、崩壊した。そのため、本件クレーン車は、安定性を失い、櫓と一緒に海中に転落、水没した（以下「本件事故」という）。

そこで、XはY2に対して次のように主張した。すなわち、XとY2はオペレーター付クレーン車のリース契約を締結したが、Y2は本件物揚場上でのクレーン車使用について、その安全性につき本件物揚場の設置、管理者であるY1に十分に質し、又は、作業に際し、地盤に鉄板を敷設する等の指示もしくは手配し、また、少なくとも右安全性についての疑念をXに告知し、Xをして適切な措置をとらしめる義務があるのに、Y2は何らの措置もとらず、かえって、右作業の安全性を保証して原告をして作業を開始させたため、本件事故が発生したのであるから、Y2は、債務不履行により、Xの被った損害を賠償する責任があると主張した。

これに対し、Y2は、次のように主張した。すなわち、Xと締結したのは請負契約なので、クレーン車使用の安全性確保の注意義務は、請負人であるXが全面的に負うべきである。また、仮にXの主張通り締結した契約がリース契約だとしても、Xが地盤養生を怠る等の過失によって本件事故は発生しているのであるから、Y2には過失責任はないと主張した²³。

<判旨～一部認容・一部棄却～>

「原告は、被告田村ボーリングに対し、四五トンクレーン車をオペレーター付で一日当たり八万円の料金をリースしたものと認めるのが相当である。四五トンクレーン車は、後に八〇トンクレーン車（本件クレーン車）に変更されたが、右認定を左右するものではない。そこで、建設機械の（オペレーター付）リースの場合における安全管理責任に関する法令の規制についてみると、まずリース業者側については、「機械等で、政令で定めるもの（移動式クレーンはこれに当る）を他の事業者に貸与する者で労働省令で定めるものは、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない」（労安衛法三三条、同施行令一〇条）と定めている。

一方、リースを受けた側の義務については、「機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない」（労安衛法三三条二項）と定め、「オペレーター付で機械等を借受けた事業者は、（1）当該オペレーターが、その機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること、（2）オペレーターについて、作業の内容、指揮の系統、連絡・合図等の方法、運行の経路、制限速度その他機械等の運行に関する事項、その他当該機械等の操作による労働災害を防止するために必要な事項を通知すること、について措置を講じなければな

らない」（労安衛規則六六七条）と定めて
いる。そして、オペレーターについては、
「機械等を操作する者は、機械等の貸与を
受けた者が同項（労安衛法三三条二項）の
規定により講ずる措置に応じて、必要な事
項を守らなければならない」（同条三項）、
「機械等を操作する者は、機械等の貸与を
受けた者から同条（労安衛規則六六七条）
二号に掲げる事項について通知を受けたと
きは、当該事項を守らなければならない」
（同規則六六八条）と定めている。更に、
 オペレーターの資格については、「移動式
 クレーン運転士免許は、移動式クレーン運
 転士免許試験に合格した者等に対し、都道
 府県労働基準局長が与えるものとする」（ク
 レーン等安全規則二二九条）とし、「移動
 式クレーン運転士免許試験は、学科試験及
 び実技試験によつて行なう。学科試験は、
 次の科目について行なう。（１）移動式ク
 レーンに関する知識、（２）原動機及び電
 気に関する知識（３）移動式クレーンの運
 転のために必要な力学に関する知識、（４）
 関係法令。実技試験は、次の科目について
 行なう。（１）移動式クレーンの運転、（２）
 移動式クレーンの運転のための合図」（同
 規則二三二条）と定めている（なお、移動
 式クレーン運転免許試験の実施についての
 細則につき、クレーン運転士免許試験、移
 動式クレーン運転士免許試験及びデリック
 運転士免許試験規程三条、四条参照）。左
法令の趣旨、内容からすれば、移動式クレー
ンのオペレーター付リースの場合、リース
を受けた者は、オペレーターに対し、作
業内容、指揮の系統、連絡・合図等の方法、
その他移動式クレーンの操作による労働災
害を防止するために必要な事項を通知する

義務を負うが、右義務以上に安全管理義務
を負うものではないというべきである。こ
のことは、移動式クレーンの運転について
は、専門的かつ技術的知識、経験を必要と
し、リースを受けた者がオペレーターを指
揮監督できる能力を必ずしも有しないこと
によるものと考えられる。そうすると、移
動式クレーンの運転操作に付随する安全確
保に関する注意義務は、原則としてリース
業者から派遣された資格を有するオペレー
ター、最終的にはリース業者側がこれを負
担すべきものと考えられる。

これを本件についてみるに、前記1（五）
 に認定したとおり、被告田村ボーリングの
 従業員であるRらは、本件クレーン車のオ
 ペレーターであるQに対し、本件櫓の構造
 や重量及び据付場所等を指示説明し、作業
 内容を通知すべき義務を果たしている。そ
 して、クレーン車をどの場所に据え付ける
 か、据付場所の地盤の地耐力は十分か、十
 分でない場合、地盤養生のためにどのよう
 な措置を講ずべきか等の問題については、
 被告田村ボーリング側で特別な知識を有し
 ておれば格別であるが、そのような事実は
 認められないので、右の問題についての判
 断は、資格を有するオペレーターであるQ
 又は本件事故現場で本件クレーン車の据付
 作業を指揮した原告代表取締役であるE
 （同人も移動式クレーン運転士免許を有す
 る）においてなすべきものである。

よつて、被告田村ボーリングとしては、
 その尽すべき義務を果しているというべき
 であり、過失があるとは認められない。

従つて、請求原因3（一）（被告田村ボ
 ーリングの責任）の事実を認めるに足りな
 い。」と判示した。

〈判決から汲み取り得る示唆〉

リース業者、リースを受けた者、オペレーターの義務について、法令上の根拠を挙げながら具体的な検討がなされている。オペレーターについては、移動式クレーン運転士免許試験の試験内容及び科目等にも言及され、その能力が明らかにされている。

その上で、それぞれの能力に照らして、移動式クレーンの運転操作に付随する安全確保に係る注意義務の負担者を定めている。

このように、裁判所においても、労働災害発生防止の目的に照らして、個々の注意義務の負担者を個々人の能力に照らして具体的に検討していることが窺える。

2 第 34 条

2. 1 条文

（建築物貸与者の講ずべき措置等）

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

2. 2 趣旨と内容

2. 2. 1 趣旨

一つの建築物を貸工場又は貸事務所として二以上の事業場に貸し付ける者は、その貸工場等による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである²⁴。

2. 2. 2 内容

(1) 概要

事務所または工場の用に供する建築物を他の事業者に貸与する者は、当該建築物により、貸与を受けた事業者の労働者が労働災害を受けることのないよう、その防止のために必要な措置を講じなければならない（法第 34 条、第 36 条、令第 11 条）。

すなわち、一の建築物を数事業者に貸与する、いわゆる雑居ビル、工場アパートについては、そのような建物の一室を借りた者は、事業者として当然所定の労働災害防止義務を負うわけであるが、当該建築物について完全な管理権原を有しないところから、その内容によっては、その実効を期し得ないような場合がある。

そこで、本条は、事務所または工場の用に供される建築物の管理について権原を有する者（建築物貸与者）に避難用出入口の表示、警報設備の備付けおよび有効保持、所定の数の便所の設置など一定の措置を講ずべきことを義務づけて、当該建築物による労働災害を防止しようとするものである（安衛則第 670 条から第 678 条まで、および石綿障害予防規則第 10 条第 4 項）。

ただし、一の事業者に当該建築物の全部を貸与する場合には、その貸与を受けた者が、当該建築物の全部を有効に管理することができるので、そのような場合には、建築物の貸与者には本条の義務は課されない（法第 34 条ただし書²⁵）。

(2) 規制の対象

本条の規制の対象となるのは、事務所又は工場の用に供される建築物であり（令第

11 条）、貸与は有償・無償を問わない（昭 48・3・19 基発第 145 号）。また、本条の対象とされる工場又は事務所には、仮設のものも含まれ、元請事業者が二以上の下請事業者に仮設の建設事務所を貸与する場合にも本条は適用される（同前）²⁶。

(3) 講ずべき措置の具体的内容²⁷

建築物貸与者が講ずべき具体的な措置の内容は、次のとおり定められている。

①建築物の避難用の出入口、通路、すべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、その建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持するとともに、その出入口又は通路に設ける戸を引戸又は外開戸とすること（則第 670 条）

②建築物の貸与を受けた事業者が危険物等を扱うとき、又は就業する労働者が五〇人以上のときには、非常の場合の警報設備等を備え、かつ、有効に作動するように保持すること（則第 671 条）

③工場の用に供される建築物で、㊶局所排気装置、㊷プッシュプル型換気装置、㊸全体換気装置、㊹排気処理装置、㊺排液処理装置のいずれかの装置を設けたものを貸与する場合において、建築物の貸与を受けた二以上の事業者がその装置の全部又は一部を共用することとなるときは、その共用部分の機能を有効に保持するため、点検、補修等の必要な措置を講ずること（則第 672 条）

④工場の用に供される建築物で飲用又は食器洗浄用の水を供給する設備を設けたものを貸与するときは、その給水設備を、水

道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置又は同法第 4 条の水質基準に適合する水を供給することができる設備とすること（則第 673 条）

⑤工場の用に供される建築物で排水に関する設備を設けたものを貸与するときは、設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏水等が生じないように、補修その他必要な措置を講ずること（則第 674 条）

⑥工場の用に供される建築物を貸与するときは、建築物の清潔を保持するため、建築物の貸与を受けた事業者との協議等により、清掃及びねずみ、昆虫等の防除に係る措置として、次の各号に掲げる措置を講ずること（則第 675 条）

イ 日常行う清掃のほか、大掃除を、六カ月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うこと

ロ ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、六カ月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査を実施し、調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること

ハ ねずみ、昆虫等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること

⑦建築物の貸与を受けた事業者から、局所排気装置、騒音防止のための障壁その他労働災害を防止するため必要な設備の設置について、設備の設置に伴う建築物の変更の承認、設備の設置の工事に必要な施設の利用等の便宜の供与を求められたときは、

これを供与するようにすること（則第 676 条）

⑧貸与する建築物に設ける便所で二以上の事業者が共用するものについては、則第 628 条第 1 項各号に定める基準に適合するように講ずるとともに、労働者数に応じて設けるべき便房等については、共用する事業者の労働者数に合算した数に基づいて設けるものとする（則第 677 条）

⑨建築物内で火災の発生、特に有害な化学物質の漏洩等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定め、これを建築物の貸与を受けた事業者にも周知させるとともに、建築物の内部に則第 640 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事故現場等があるときは、事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを建築物の貸与を受けた事業者にも周知させる措置を講ずること（則第 678 条）

⑩建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講ずること（石綿則第 10 条第 4 項）

(3) 罰則

建築物貸与者が、本条の規定に違反して、必要な措置を講じない場合には、六カ月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 1 号）²⁸。

(4) 解釈例規

昭和四七・九・一八基発第六〇二号は、令第一条で定める建築物の全部の貸与を受けた者が、それを他の事業者に転貸する

場合には、その転貸者を本条の「建築物貸与者」とすることを示している²⁹。

2. 3 関連規定

(1) 法第 33 条：本条の対象となる機械等の種類は、移動式クレーン、車両系建設機械や不整地運搬車、高所作業車（安衛令第 10 条）である。これらの機械等を貸与する場合、機械等貸与者の義務としては機械等の事前の点検や補修等の実施及び機械等の能力、特性等に関する書面の交付（安衛則第 666 条）をすること、機械等の貸与（操作者付きの場合）を受けた者の義務としては必要な資格を有する者であることの確認及び作業内容、指揮系統、合図の方法等の通知（安衛則第 667 条）をすること、機械等のその操作者の義務としては機械等の貸与を受けた者からの通知事項を守る（安衛則第 668 条）ことが定められている。法第 33 条第 1 項又は同条第 2 項違反には、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金（両罰規定）が定められている。同条第 3 項違反には、五〇万円以下の罰金（両罰規定）が定められている³⁰。

(2) 法第 35 条：荷の発送者（最初に運送ルートにのせる者）は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示（包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを除く。）しなければならないことを規定している。違反には、六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金（両罰規定）が定められている³¹。

(3) 法第 102 条：工作物の所在する場所又

はその附近で工事その他の仕事を行う事業者から、その工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められた場合には、ガス工作物、電気工作物、熱供給施設、石油パイプラインの工作物を設けている者は、その工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置を教示しなければならないことを規定している。違反に対する罰則はない³²。

2. 4 沿革

現行安衛法制定当時において、一つの建築物を複数の事業者に貸与する、いわゆる雑居ビルや工場アパートが増加していたが、そのような建築物の一部を借りた者に対して労働災害の防止を義務づけても、その内容によっては実効を期し得ないような場合が少なくない³³。このような観点から同条が制定されたものと考えられる。

2. 5 運用

2. 5. 1 適用の実際

厚生労働省労働基準局監督課が令和 2 年 9 月 30 日に公表した労働基準関係法令違反に係る公表事案（令和元年 9 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日公表分 *各都道府県労働局が公表した際の内容を集約したもの）によると、対象条文違反はなかった。

2. 5. 2 関係判例

関連する公判裁判例は、特に掲記するものがない。

E. 結論

安衛法は、労働災害発生防止という目的

に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが、現行法の制定により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務付けるかが、かなりの程度明らかにされた。

第 33 条と第 34 条は、工場法、労働基準法等に直接的な定めがなく、「場所」や「物」の管理権原に着目した規制として、現行法の制定にて新たに導入された規定である。

このように、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行法の特徴の 1 つであり、実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解される（このことは、本研究事業で別途実施した社会調査の結果からも窺える）。

従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化に応じつつ、労災防止に大きな影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があると解される。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし。

2. 学会発表

なし。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

該当せず。

H. 引用文献

脚注を参照されたい。

【移動式クレーン】



（角田淳氏のブログ（ <http://itetama.jp/blog-entry-74.html> 最終閲覧日：2020年10月10日）より）

【不整地運搬車】



（角田淳氏のブログ（ <http://itetama.jp/blog-entry-74.html> 最終閲覧日：2020年10月10日）より）

【高所作業車】



（角田淳氏のブログ（ <http://itetama.jp/blog-entry-74.html> 最終閲覧日：2020年10月10日）より）

【建築物等（労働安全衛生法第34条）の例】



（角田淳氏のブログ（ <http://itetama.jp/blog-entry-76.html> 最終閲覧日：2020年10月10日）より）

-
- ¹ 淀川亮、三柴丈典「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生法制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究の紹介」労働安全衛生研究 2020 年第 13 巻第 2 号（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所、2020 年）173 頁。
- ² 三柴丈典「分担研究報告書・日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）『リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（第 1 分冊）』（2017 年）89 頁。
- ³ 三柴前掲報告書 85 頁。
- ⁴ 三柴丈典「分担研究報告書・イギリスのリスクアセスメントと法」厚生労働省科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）『リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（第 1 分冊）』（2017 年）127～357 頁を参照した。
- ⁵ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017 年（平成 29 年））373 頁。
- ⁶ 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防新書、2019 年（令和元年））232～233 頁。
- ⁷ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））373～374 頁を参照した。
- ⁸ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））374 頁を参照した。
- ⁹ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））374～375 頁を参照した。
- ¹⁰ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））375～376 頁。
- ¹¹ 解釈例規「安衛法便覧 I（令和元年度版）」（労働調査会、2019 年（令和元年））245 頁。
- ¹² 木村嘉勝『よくわかる労働安全衛生法（改訂 6 版）』（労働調査会、2019 年（平成 31 年））58 頁。
- ¹³ 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））59 頁。
- ¹⁴ 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））142～143 頁。
- ¹⁵ 労働基準法研究会 会長 石井照久：昭和 46 年 7 月 13 日付け労働大臣宛労働基準法研究会第 3 小委員会報告書、産業安全年鑑昭和 46 年版、中央労働災害防止協会、27～43 頁、1971 年。
- ¹⁶ 中央労働災害防止協会編前掲書（1971 年）38 頁。
- ¹⁷ 中央労働災害防止協会編前掲書（1971 年）39 頁。
- ¹⁸ 昭和 47 年 3 月 21 日衆議院社会労働委員会[渡邊健二委員発言]。
- ¹⁹ 昭和 47 年 5 月 18 日参議院社会労働委員会[北川俊夫委員発言]。
- ²⁰ 福岡高判昭和 52 年 8 月 3 日判例時報 896 号 110～111 頁。
- ²¹ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））307 頁。
- ²² 岩寄勝成「クレーン車海中転落損害賠償請求事件（香川県直島町）」判例地方自治 105 号（増刊）（株式会社ぎょうせい、1993 年）113 頁。
- ²³ 前掲註 22・岩寄 113～114 頁。
- ²⁴ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））376～377 頁。
- ²⁵ 畠中前掲書（2016 年）233～234 頁。
- ²⁶ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））377 頁。
- ²⁷ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））377～379 頁。
- ²⁸ 労務行政研究所編著（2017 年（平成 29 年））379 頁。
- ²⁹ 解釈例規「安衛法便覧 I（令和元年度版）」（労働調査会、2019 年（令和元年））248 頁。
- ³⁰ 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））58 頁。
- ³¹ 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））59 頁。
- ³² 木村前掲書（2019 年（平成 31 年））142～143 頁。

³³ 佐藤勝美編『労働安全衛生法の詳解』（労働基準調査会、1992年（平成4年））415頁。